

かけはし

中国残留日本人支援団体 尼崎日本語教室
コスモスの会だより
第12号 2017.1.1

編集発行：コスモスの会広報部 〒661-0953 尼崎市東園田町4丁目152-16 TEL: 06-6493-5563
コスモスの会ホームページ・URL=http://kosumosunokai.sakura.ne.jp/index.html FAX: 06-6493-0817

2017年あけまして おめでとうございます 今年もよろしくお願いたします



氷の彫刻 (中国黒龍江省伊春市)

勝訴10周年集会 盛大に開催

12月4日(日)神戸市立地域人材センター(ふたば学舎)において、『中国「残留孤児」国家賠償請求訴訟 神戸地裁 勝訴判決10周年記念集会』が開催されました。
この集会は、神戸地裁勝訴10周年を迎えたこの日、あらためて原点に立ち返る

り、全国15地裁集団訴訟の意義を問い、勝訴に至るまでの原告団、弁護団、支援者の活動とその後10年間の支援活動を振り返り、直面する諸問題への指針とするため、開催されました。
当日、県内はもとより東京、大阪、京都、奈良、滋賀、



挨拶する宗藤泰而元弁護団長

「日本人として、日本の地で、人間らしく生きる権利を求めて」の冊子が神戸大学浅野慎一教授を中心にまとめられ、当日、配布されました。(A4 全53ページ)
訴訟の記録、判決の要旨、その闘いの成果や課題などを、原告である残留孤児と家族、弁護団、そして支援者の声が掲載され、未来に向けて何が必要なかを示唆する貴重な資料です。
(田村博志)

岡山から帰国者、弁護士支援者などが参加され、会場は230人を越える人々で埋め尽くされました。
苦渋の選択で新施策受け入れ
宗藤泰而元弁護団長は、神戸地裁で勝訴したが、敗訴した他の判決と神戸地裁の判決が決定的に異なるのは次の2点である。
○憲法の理念に基づき、国の残留孤児に対する救済責任を導き出したこと。
○原告が生まれながらの日本人であること、その生涯にわたって日本人としての存在を否定され、権利を侵害され続けてきた事実を直視し、裁判所として、憲法と正義に基づきそのような日本人である原告らを救済しなければならぬとする。と説明されました。

しかし、神戸地裁で勝訴を得たものの、大阪高裁で係争の中に 国からの和解の支援策が示され、長引く全国の残留孤児の厳しい生活を考え残留孤児原告団とともに、訴訟の終結を苦渋の思いで受け入れたことを回顧されました。
残留孤児問題はまだ解決していない
また、原告団長の初田三雄さんは、日本政府によって捨てられた残留孤児や残留婦人は数十年の年月、祖国のある東方を遠くから見つめるしかなかった。数十年間も、「捨てられた」人生を背負ってきた。だから私たちは、命をかけて自分たちの尊厳と生存の権利を守るため戦った。ようやく国家賠償訴訟での勝利を収めることができた。この勝訴は日本政府に衝撃を与え、画期的な重大な意義をもたらした。人間としての権利を求めるとは、戦争に対する嫌悪と平和への望みの表明である。
だが10年が経った今も、支援策は私たち孤児の

食生活を何とか改善しただけだ。帰国問題は例えばお墓の問題、二世の帰国制限、二世の平等な待遇の問題など、様々な問題が解決されていない。だから私たちは一致団結し、残留孤児の闘いの足跡を踏まえ、全面勝利まで努力し続けた。との強い決意を示された。
闘い続ける残留孤児の生活を朗読劇で発表
コスモスの会尼崎日本語教室の残留孤児が、訴訟前後の生活を朗読劇で発表しました。残留孤児となった中国での体験から、帰国後の生活、国賠訴訟、そしてその後の生活を表現したものです。(詳細は別掲)
裁判から現在までを綴った冊子が完成
「日本人として、日本の地で、人間らしく生きる権利を求めて」の冊子が神戸大学浅野慎一教授を中心にまとめられ、当日、配布されました。(A4 全53ページ)
訴訟の記録、判決の要旨、その闘いの成果や課題などを、原告である残留孤児と家族、弁護団、そして支援者の声が掲載され、未来に向けて何が必要なかを示唆する貴重な資料です。
(田村博志)



安田乙代先生の日本語研修会

に直面する悩みや疑問について、受講者の話し合いをふまえてから、指導のコツを具体的にノウハウを説明されました。
日本語の修得が充分でなく、何らかの介護を必要とする学習者が増えてきたことから、少しでも介護保険制度を理解していただくため、中国語通訳を交えて行いました。
11月8日、22日、けま喜楽苑の小泉真理さんを講師に迎え、学習者とボランティアスタッフが合同で受講しました。
介護が必要な状態とはどのようなことか、介護保険を利用するためにはどのようなプロセスがあるかを説明され、また自立支援がその基本になることから、日常の健康を保つ大切さを述べられ、そのために役立つ体操や運動について指導を受けました。
さらに、介護サービスの利用方法、特に介護サービスの種類や内容について、具体的に説明を受けました。
最後には、肩甲骨を中心



小泉真理さんの介護研修

研修会が行われました
ボランティア研修会
5月17日、6月14日、9月27日の3回にわたり、NPO法人おおさか子ども多文化センター副理事長の安田乙代さんが講演されました。
テーマは、「中国残留邦人への日本語支援活動について(中高年学習者支援のコツを中心に)」です。
前2回は、「そうぞうする力・具体的な支援のコツについて考えよう」という題で、受講者による話し合いをはさんで、中高年学習者の経験値を「学び」に生かすこと、固定観念を捨てて支援者としてのあり方を再考しました。
最後は、前回のまとめに加えて、教室で支援者が実際に

に直面する悩みや疑問について、受講者の話し合いをふまえてから、指導のコツを具体的にノウハウを説明されました。
日本語の修得が充分でなく、何らかの介護を必要とする学習者が増えてきたことから、少しでも介護保険制度を理解していただくため、中国語通訳を交えて行いました。
11月8日、22日、けま喜楽苑の小泉真理さんを講師に迎え、学習者とボランティアスタッフが合同で受講しました。
介護が必要な状態とはどのようなことか、介護保険を利用するためにはどのようなプロセスがあるかを説明され、また自立支援がその基本になることから、日常の健康を保つ大切さを述べられ、そのために役立つ体操や運動について指導を受けました。
さらに、介護サービスの利用方法、特に介護サービスの種類や内容について、具体的に説明を受けました。
最後には、肩甲骨を中心

恒例の コスモスの会 新年交流会

2017年 1月 21日(土) 午後1時~4時
(お料理作りは 10時から!)

尼崎市立 中央公民館 3F 大ホール

コスモスの会会員 500円
一般の方 1000円
中国残留日本人とご家族は無料
なお、餃子作りに参加される方は10時までにお越し下さい。
早業の都合がまいりますので事前の申し込みをお願いします。



お料理作り!
餃子も作るよ!

お料理を食べながら
ワイワイ交流!

一緒に 歌いましょう!

ヤンキーも踊るよ!

酒類の持ち込みはご遠慮ください
マナーを守ってお楽しみください

問合せは コスモスの会 (神田まで)
090-9160-4770

あんな話、こんな話

まわりの郵便局
「ゆうびんきょく」のことを中国人は「郵便局」と書き、日本人は「郵便局」と書き、中国語では、営業時間は日本より長いし、土・日は中国語で書いています。が、日本では閉まっている。利用国の方にとっては、中国の方が日本よりずっと便利です。でも日本語には「便利」という表現が入っていないの

土・日曜日の営業

郵便局	休
郵便局	開

どっちが便利?

に、中国語にはありませんが、これって変じゃありませんか?
「ゆうびんきょく」中国人は「郵便局」、日本人は「郵便局」、中国語では「郵便局」の営業時間比日本の長、而且星期六星期日也开门营业、可是日本郵便局星期六星期日是休息的。对顾客来说中国邮局比日本邮局方便多了。但日语有「便」字、中文没有「便」字、这不是有点奇怪吗?
(中国人的疑问)

編集後記
あけましておめでとうございます。昨年は中国残留孤児国家賠償請求訴訟神戸地裁勝訴判決10周年の年でした。昨年12月に神戸市で記念集会を開催し、大勢の方々にご参加いただき、また各種メディアでも取り上げていただきました。
この12号では、特集記事として掲載しました。紙面の都合で言葉足らずの面もありませんが、改めて残留孤児問題を考える機会としていただければ幸いです。
残留孤児問題は、まだまだ多くの問題を抱えています。少しでも解決されていくことを願っております。